

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第188号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年6月21日（日） 11時30分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市興居島西岸沖 釣島灯台から真方位118° 1.4海里付近 (概位 北緯33°52.9′ 東経132°39.8′)	
事故等調査の経過	平成21年7月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	釣船 誠勇丸、3.7トン	
船舶番号、船舶所有者等	EH3-24487（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底に破口、プロペラ及びプロペラ軸に曲損	
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、3人を同乗させ、船首約0.5m、船尾約1.5mの喫水で、興居島西岸沖で釣り場を移動するため、約10ノットの速力で南進中、平成21年6月21日11時30分ごろ、岩場に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 2、風向 北西 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、興居島西岸沖において南進中、船長が、機関の遠隔操作レバーを前進位置から中立位置に切り換えたが、同レバーの位置を確認しなかったことから、前進位置であった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、興居島西岸沖において南進中、船長が機関の遠隔操作レバーを前進位置から中立位置とした際、遠隔操作レバーの位置を確認しなかったため、前進位置で航行して岩場に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	